

模倣品・海賊版拡散防止条約
(Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA (仮称)) について

1. 経緯と見通し

- 模倣品・海賊版による被害に対し、より効率的に対処するために、知的財産権の執行に係る①強力な法的規律の形成と、②国内での知財執行及び国際協力の強化を柱とした、新たな国際的な法的枠組みが必要。
- 2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、我が国より、模倣品・海賊版防止のための法的枠組策定の必要性を提唱。
- 2007年10月に日米欧等から関係国との協議開始を発表。2008年6月から条文案をベースとした交渉を開始し、2010年9月23日から行われていた第11回会合（東京）で、2010年10月2日に大筋合意に至った。今後、法的な文言調整等の後、署名・批准の手続きに入る。

【参加国・地域】

オーストラリア、カナダ、EU、日本、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、米国（11の国・地域）

【会合日程】

9月23日（木）～25日（土）技術的論点の整理

9月27日（月）～28日（火）全体会合

9月29日（水）～10月2日（土）次官級(Vice Ministerial)会合

2. ACTAで取り扱われている事項

I 法的規律の形成

i 民事上の執行

◆適切な損害額の定義、損害額の算定

ii 国境措置

◆税関における対応

iii 刑事上の執行

◆著作権等の侵害に対する手続及び罰則

◆視聴覚的著作物の盗撮に対する手続及び罰則

iv デジタル環境における知的財産権の執行

◆権利者が侵害情報送信者に関する情報開示をオンライン・サービス・プロバイダに要求する仕組み（推奨規定）

◆著作権保護に関する技術的手段（コピー・コントロール、アクセス・コントロール）の回避やそれを回避するための機器の譲渡等に対する措置

◆権利管理情報の改変等に対する措置

II 国際協力の推進 国際的な執行協力の重要性の認識共有 等

III 執行実務の強化 関連情報の収集及び分析 等

(参考) ACTA第11回会合後の関係省庁発表資料

◆大筋合意した条文

http://www.mofa.go.jp/policy/economy/i_property/acta_consolidated_text_101006.pdf

◆知的財産戦略担当大臣談話及び概要

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/101002danwa.pdf>

◆外務大臣談話及び会合結果

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/22/dme_101002.html

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/10/1004_05.html

◆経済産業大臣談話及び会合結果

<http://www.meti.go.jp/press/20101002001/20101002001.html>

前原外務大臣談話

模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）の大筋合意について

平成22年10月2日

本2日（土曜日）、東京で開催された模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）の第11回関係国会合において、議論の大幅な前進を得て、交渉参加国・地域の間で大筋合意を確認するに至りました。ACTAは我が国がその必要性を提唱し、関係省庁が一体となって交渉を推進してきたものであり、今回の大筋合意は誠に喜ばしい限りであります。

ACTAは、正当な貿易と世界経済の持続可能な発展を阻害する模倣品・海賊版の拡散に効果的に対処するための国際的な法的枠組みであり、我が国の産業・経済の活性化にも資することが期待されます。

我が国としては、今後、ACTAの早期発効に向けて、積極的に取り組んで参ります。また、ACTAの加入拡大に向け主要国・地域へ積極的に働きかけること等を通じて、政府を挙げて引き続き国際的な知的財産権の保護の輪を広げて参ります。

（外務省HPより）